

本論文は

世界経済評論 2024年3/4月号

(2024年3月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

米国のデカップリング攻勢に 対峙する中国と 日本企業の対応



ジェトロ調査部主任調査研究員（経済安全保障ユニットリーダー） **箱崎 大**

はこざき だい 都市銀行入行後、日本経済研究センター、香港駐在北東アジア担当エコノミストを歴任。2003年に日本貿易振興機構入構後、北京事務所副所長（調査担当）、海外調査部中国北アジア課長、アジア経済研究所主任調査研究員を経て2023年より現職。専門は中国マクロ経済、日本企業の対中直接投資動向。早大修士（国際関係学）。

今日の米中の対立は「新冷戦」とも言われる。米ソの冷戦は安全保障とイデオロギーの対立であったが、「新冷戦」は通商関係の存在が対立の構図を複雑にしている。中国に対し米国からのデカップリング攻勢が続いているが、先端半導体技術をはじめ中国に足りない技術が多いことからすれば、中国がデカップリングで応じるメリットはあまりないように思われる。実際、中国の「双循環戦略」が企図するのも、自国企業の調達外国依存度の引き下げと（戦略的自律性の確保）外国企業の中国依存度の引き上げで（戦略的不可欠性の確立）、外国が中国をサプライチェーンから排除できない状況を生み出すことである。また、一帯一路、RCEP、CPTPPを通じた輸出先の多様化は、特定の市場に依存しない輸出構造の確立という点で中国の戦略的自律性を補強することになるだろう。世界がデカップリングからスモールヤード・ハイフェンスに向かい、企業に各国の安全保障政策に正確に従うことが求められる中、経済安全保障の経営上のプライオリティーを上げサプライチェーンの再配置にまで踏み込もうとする企業では、そうした決断を可能にする社内体制の見直しが始まっている。

I 国際通商法秩序の毀損

国際通商秩序は自由貿易の基盤であり、田村（2019）は「すべての加盟国に等しく適用される国際法に支えられた自由貿易体制は、覇権国が国際社会に提供する『公共財』の典型として挙げるに相応しい」（p.43）と述べている。「覇権安定論」では、「覇権国が優越的地位を濫用せず国際規範枠内で行動することで非覇権国が当該覇権の正当性、即ち覇権国の権威を認め、自らも制度の枠内で行動し国際秩序が安定

する」（田村、2019、p.43）と考える。見方を換えれば、覇権国が優越的地位を濫用すれば国際通商秩序は揺らぎ、覇権国の優越的地位が揺らぐことによっても国際通商秩序は揺らぐことになる。

米国の歴代政権は、経済発展が中間層の増加を通じ中国に民主化と法の支配をもたらすと考え、関与（エンゲージメント）政策を推進してきた。中国は、2001年にWTOに加盟し、世界貿易体制に参画すると、目覚ましい成長を遂げた。2005年9月、ゼーリック米国務副長官は、米中関係全国委員会での次のように述べた。

「中国に対して国際システムへの扉を開く以上の政策を取る時である。我々は中国がこのシステムにおいて責任あるステークホルダーとなることを求める。中国には、自身の成功を可能としてきた国際システムを強化する責任がある」(NCUSCR 2005)。2010年に中国は世界第二位の経済大国の地位を確固たるものとした。しかしその後、習近平政権は民主化とは異なる方向へ歩みだし、2018年には国家主席の任期を2期10年までとする憲法の条文を削除した。同年10月、ハドソン研究所におけるペンス副大統領の演説は中国への厳しい姿勢を打ち出し、「我々は中国政府との関係改善を期待しながらも、安全保障と経済のために引き続き毅然とした態度を貫くつもりである。私たちの政権は、米国の国益、米国の雇用、米国の安全を守るために断固として行動し続ける」(Pence, 2018)と宣言した。馬田(2020)はトランプ政権の対中強硬路線への転換の理由について、「国家資本主義という異質なイデオロギーを持った中国が経済と安全保障の両面で米国の覇権を脅かし始めた」(p.172)と指摘する。

西脇(2022)は、「国際レジームや国際秩序は、当然のように機能するものではなく、前提としていたパワー分布の急速な変化により、危機と再構築の時を迎える」(p.200)と述べている。中国の台頭、新興国の経済力の拡大により世界のパワー分布は急速に変化した。米国は今も覇権国ではあるが、その優越の度合いは低下し、「パワー分布とレジーム機能の著しい不一致を受けて、最強国による規範を変更しようとする行動」、つまり「レジーム機能のリバランス」(p.194)が、最強国である米国を含めた形で起きている。

II 中国の内情

猪俣(2023)は、「冷戦(終結)後、唯一の社会主義大国として残った中国は、資本主義諸国のイデオロギー攻勢が国内の矛盾と共振し、体制が転覆することを最も恐れていた」が、中国指導部は「金融危機によってもたらされた新たな情勢を国際的パワーシフトへの好機として捉え」たと述べている(pp.143-144)。一方、渡邊(2023)は、「中国は、米国が仕切る世界の中では自らの居場所がないという強い不安感を抱え」、「米国の恣意的な言動に対する危機意識が非常に強く、2015年の国家安全法制定はその危機意識の表れ」であったと述べている。ここで、パワーシフトの好機であったはずのリーマンショック以降、中国が国家安全の確立に傾斜していった背景をフォローしておきたい。

2008年9月のいわゆるリーマンショックを契機とした金融危機の伝播により、先進国経済は総崩れの様相を呈した。そうした中、中国は4兆元の経済対策を発動した。当時の世界は、経済の牽引役として中国に大きな期待を寄せていた。2010年には上海万博が成功裏に終わり、またGDP規模で中国は日本を抜いた。しかし急回復の原動力であった4兆元の経済対策には極めて強い副作用があり、また五輪や万博といったイベントも終わったばかりで、債務と生産設備の「二つの過剰」の問題が中国の成長力を削いでいった。タイミングの悪いことに、改革開放以来の一人っ子政策により生産年齢人口の減少も始まった。中国政府内においては長年、雇用不安や社会不安を惹起しない経済成長率は8%と考えられてきたが、経済の量よりも

質の向上を目指すとして8%成長の維持も幕引きとなった。中国からは大量の輸出製品が吐き出され、貿易摩擦を引き起こした。4兆元対策の深刻な副作用は、GDP世界第二位の大国を14億人の「未富先老」（豊かになる前に老いてしまう）という現実を引き戻した。指導部が危惧したのは経済成長に代わる求心力の不在であり、「資本主義諸国のイデオロギー攻勢が国内の矛盾と共振」することであった。「中国の夢」が民心の紐帯として考案され、また国家安全の確立が企図されたのは、そうした時期である。中国共産党指導部は、第一次習近平政権発足から1年後、2013年秋の第18期三中全会で、「改革の全面的な深化における若干の重要問題に関する中共中央の決定」を発表する。これは、未曾有の経済構造改革に背水の陣で臨むという、党中央の決意表明であった。閉会後に発表されたコミュニケには中央国家安全委員会の設置が記され、2014年4月の第1回会議で「総体国家安全観」が示される。「国家安全」は、その対象領域が政治から国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核と極めて広範で、いわゆる安全保障が外国からの脅威を主な対象とするのとは異なる概念といえる。翌2015年7月には全人代常務委員会第15回会議で「国家安全法」が可決される。2018年に国家主席の任期が撤廃され、2022年10月、習近平政権は三期目に突入した。「資本主義諸国のイデオロギー攻勢が国内の矛盾と共振し、体制が転覆する」恐れに、「習一強」体制が確立した。

一方、近年の中国経済は、デカップリングに苦しみ、国内では巨大テック企業が勢いを失っている。その他、不動産大手企業の相次ぐデフォルトや若年層の失業問題など、明らかに変

調を来している。人口減少、高齢化の急進展も予見され、巨大市場の先行きに陰りがみられ、中国への外資流入の勢いは鈍っている。

Ⅲ 中国の双循環戦略

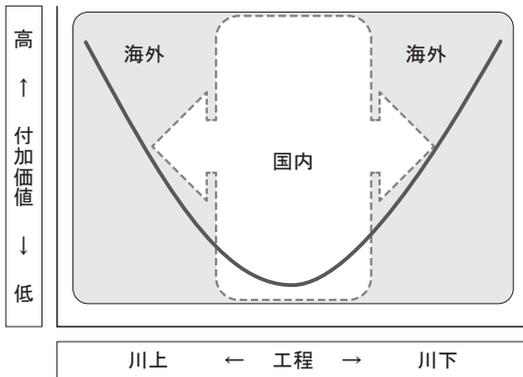
2020年10月の五中全会で、第14次5ヵ年規画ならびに2035年長期目標に関する建議が発表された。この建議には経済社会発展の指導思想として初めて、「発展と安全の統合」が盛り込まれた。中央政治局第26回集団学習会の講話で習近平総書記は、「発展と安全の統合」を国家安全観の実行の10の要件の一つに挙げ、その内容について次のように述べた。

「発展と安全に同等の注意を払い、質の高い発展と高レベルの安全との間の積極的な相互作用を達成することである。発展を通じて国家安全の力を引き上げ、国家安全の考え方、体制、手段の刷新を深く進め、経済社会の発展にプラスの環境を作り出し、発展において安全の要素を更に考慮し、発展と安全の動的バランスの実現に努力し、国家安全の力とレベルを全面的に引き上げる」。

2020年4月の中央財政経済委員会で習近平主任は、「国内の循環がスムーズであるほど、グローバルなリソースに対する引力が強いほど、国内循環を主体とし国内と国際の双循環が相互に強化し合う新たな発展パターンの構築に貢献するほど、それは国際的な競争や協力に参加する際に新たな優位を形成することになる」と述べ、「双循環」に言及した。翌5月の党中央政治局常務会議で「双循環戦略」が提起され、新たな発展戦略として注目を集めることになる。

関（2023）は双循環戦略について次のように

図 双循環戦略とスマイルカーブの関係



(出所) 筆者作成

述べている。「……スマイルカーブに沿って言えば、国際循環から国内循環への転換は、主に川上における技術・部品・中間財の調達先と川下における商品の販売先を海外から国内にシフトすることによって実現される」。「双」循環というの一見、国内も海外もといった印象を受けるが、「国内と国際の双循環が相互に強化し合う」というのは、図で示すように、従来は主として海外で展開されてきた川上の部品生産工程や研究開発、および川下の販売やアフターサービスといった業務を、中国国内に取り込んでいくということであり、白色の部分がせり出しグレーの領域が小さくなっていくことを意味する。つまり海外任せの状況からの脱却である。

萩原（2021）は双循環戦略について、「米中対立に代表される対外関係の悪化という厳しい環境変化の下での最適解として、中国経済の自立能力向上という究極の目標を達成するため」に5ヵ年計画で新たな発展と位置付けたと述べている。

双循環戦略の狙いが最も有り体に示されているのは、2020年4月、湖北省武漢市の都市封鎖解除直後の中央財政経済委員会の次の発言である。やや長いが引用する。

「現在、国全体で『復工復産』（職場復帰と生産再開）が進みつつあるが、過去のモデルを単純になぞるのではなく、新たな産業チェーンの再構築に努め、技術革新と輸入代替を総合的に強化すべきである。これは供給側の構造改革深化の重点であり、質の高い発展実現の鍵でもある。

第一に、長所を伸ばすことである。世界をリードする優位な産業の地位を強化し、キラーテクノロジーを磨き、高速鉄道、電力設備、新エネルギー、通信設備等の分野における産業チェーン全体の優位性を持続的に強化し、産業をレベルアップし、国際産業チェーンの我が国への依存関係を強化し、外国が人為的に供給を遮断しようとするのに対する強力な対抗力と抑止力を形成しなくてはならない。

第二に欠点を補うことである。国家安全保障に関わる地域やポイントにおいて、自ら制御することが可能な安全で信頼できる国内の生産・供給システムを構築する必要がある。そうすれば、ここぞという時に自己で循環を形成し、危機下であっても経済を正常に保つことができる」（習近平、2020a）。

そもそも中国に足りない技術はまだ多い。土屋（2023）は、2020年9月14日付『科技日報』紙が指摘した35の「ボトルネック技術」を紹介している。半導体をはじめ、エッセンシャルプロダクトの海外依存度の引き下げは中国の大きな課題である。ボトルネック技術を自力で開発するには時間がかかる。政府はボトルネック技術等の研究開発の資金援助のほか、当該産業企業の税の減免、エッセンシャルプロダクトの海外からの部品、材料の輸入の際の税の減免で企業を支援する。第14次5ヵ年計画期の新興科学技術分野への税制優遇の一環として2021年

3月に輸入税政策が財政部、海関総署、税務総局から発表されている。集積回路産業とソフトウェア産業に対し、中国で生産できない自社で使用する原材料や消耗品、クリーンルーム専用建築材料、集積回路生産設備等の輸入関税、輸入付加価値税、消費税を免除するものである。また、国家発展改革委員会と商務部は2023年1月、「外商投資奨励産業目録2022年版」を施行した。これにより奨励産業は2020年版480から2022年版には519に増加した。

双循環戦略のポイントは、①中国が外国に依存しないと同時に、②外国を中国に依存させるという点である。①は経済安全保障でいうところの戦略的自律性の確保であり、②は戦略的不可欠性の形成である。2023年11月には北京で「中国国際供給網促進博覧会」を開催した。この博覧会は、「テスラやアップルなど多くの米国企業が出展するとアピールして企業を囲い込む」（日本経済新聞、2023）ものと報じられている。双循環戦略は、その発表当初の論評に散見されたような単純な「内需主導路線への転換」ではなく、米国のデカップリング攻勢に対する中国の対応方針とみるべきであろう。

中国商務部は2023年7月、ガリウム及びゲルマニウム関連品目を輸出許可の対象とすることを発表した。ガリウムとゲルマニウムの用途は、太陽光パネルやレーザー、暗視ゴーグル、コンピューター向け半導体など幅広い¹⁾。加えて中国のシェアは大きく、規制の影響が懸念されている。10月には黒鉛及びその関連品目を輸出許可の対象に加えた。コンサルティング会社、我的鋼鉄のアナリストは、航空宇宙分野などの軍用途やバッテリー製造のために国内供給を確保するものとの見方を示した²⁾。

中国の技術標準を国際標準として確立する動

きもある。2021年10月、中国共産党中央委員会と国务院は、標準化に関する長期的発展目標である「国家標準化発展綱要」を発表した。これについて土屋（2023）は、「中国が新興技術の社会実装とそれに伴う経済成長に軸足を置き、さらにそれを海外に展開することで国際的な産業チェーンを中国に依存させることを企図した施策」との見方を示している（p.66）。

IV 経済連携の強化：新たな貿易相手の発掘と既存の貿易相手との取引の拡大

トランプ政権が中国に貿易戦争を仕掛けた2018年当時、中国は一带一路国際協力サミットフォーラムの開催（第1回2017年、第2回2019年）をはじめ、国際協調路線を展開中であった。また東條（2022）は、「(1)大規模な関税引き下げ実施、(2)各種ルール交渉への積極参加、提案文書の提出、(3)上級委員会に変わる紛争解決の仲裁制度(MPIA)の創設参加など、WTO体制に対する近年のエンゲージメントはアメリカ以上に高い。加えて、中国は国有企業問題、補助金問題などの問題を抱えつつも、各種の国際公共財の提供において積極的に国際社会にも貢献している」と述べている。当時は南シナ海で海洋権益確保を活発化させていた中国に周辺諸国が警戒を強めていた時期で、中国の国際協調にはそれを和らげる意図があったにしても、当時のトランプ政権の内向き志向と対照的であったことは否定できない。

米中貿易戦争の悪影響を緩和するために必要なことは、米国をはじめとする先進国市場への依存度引き下げと輸出市場の分散化であり、その核となる戦略は一带一路構想とRCEPであった。RCEPは2012年11月に交渉が始まり、

2020年11月に署名、2022年1月に中国を含む10カ国で発効し、その後4カ国が加入している。さらに米国が離脱したTPP（環太平洋パートナーシップ）についても中国は、2021年9月にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加盟申請を行った。

渡邊（2023）は、国家安全を第一とする中国には「安全保障例外を非常に広くとっていこうとの姿勢」がみられると述べている。安全保障例外については、RCEPでは「それぞれの国が自分たちで定義すればよい」が、加盟申請をしたCPTPPについては、「なぜそれが安全保障例外と言えるのか、この点をメンバー国に説明したうえで実行しなければいけないという義務」が「加盟交渉の中で議論すべき根本的問題」と指摘している。

V 日本企業の対応

輸出管理の歴史は、米国とその同志国の協調と離反の歴史でもある。米国単独で軍事技術の流出制限をしても他国から流出しては意味がなく、同志国の協力は拡散防止に不可欠である。しかし、流出制限は貿易の制限にも繋がる面があり、経済的損失ともなる。今日、米国をはじめ世界各国は「スモールヤード・ハイフェンス」（先端技術を選択的に厳重管理の対象とする）に傾き、デカップリング志向は見直されている。企業に求められるのは、利益追求とコンプライアンスのバランスである。各国の経済安全保障政策に正確に従うことまではコンプライアンスの範囲といえるが、さらに調達先や生産場所の再配置にまで踏み込むとなると、経済効率とは別の尺度に依る再配置をいかに決断する

かという課題が浮上し、コンプライアンス部門の所掌を越える。

藪（2023）によれば、経済安全保障に対する日本企業の社内体制には、3つのタイプがある。(1) 専門部署を設置するか、(2) 全社横断的な経済安保委員会を招集することで対処するか、(3) 輸出管理部門がその役割を担うか、である。現実問題として、(3) の場合には法令順守を超える総合的判断が難しい一方で、(1) のように専門部署を常設するほどの仕事量があるか各社は探っている状況で、経済安全保障に何らかの対処が必要と考える企業の多くが(2) を選択している模様である。(1) 以外では、経済安保責任者に役員をあて、全社を動かす権限と決断のスピードを確保している場合が多いようだ。

「社内デカップリング」も検討課題に上がるだろう。國分（2021）は、「米中が、両国間をまたがる新興技術情報のみなし輸出規制と、制裁を強化するルールの仕掛け合いを加速し始めた以上、新興技術を取り扱う事業に関しては、社内デカップリングは避けられない」（pp.174-175）と述べている。例えば、(1) 執行役員が米中をまたがって情報を保有するリスクがある役職の兼務、(2) 全社最適の経営が行われているかを株主に代わって監督する役割である取締役の兼務を避けるべき、と指摘している（國分、2021、p.177）。

生産体制をグローバル化以前の状況に戻すのも一つのやり方といえる。多国籍経営への回帰である。多国籍経営とは、「各国の市場に適した製品やサービスを可能な限り現地にサプライチェーンを構築して提供する経営」（國分、2021、p.29）を指す。

また将来的には、2024年の法制化が見込ま

れているセキュリティ・クリアランスの人材確保が必要になってくるだろう。内閣官房(2023)によれば、日本は特定秘密保護法が施行され情報保全制度の信頼性が高まり、同盟国・同志国との情報共有は円滑になったが、特定秘密の範囲は、防衛・外交・特定有害活動の防止・テロ防止の4分野に止まり、経済安保関連情報は必ずしも対象ではない。当該情報にアクセスできるのも、民間事業者では防衛産業が中心である。2021年3年末時点で、特定秘密を取扱うことができるのは約13万人、保有者の比率は、97%が官であり、民はわずか3%に止まるといふ。経済安保上の重要情報に関し、セキュリティ・クリアランス制度は、幅広い民間での情報保全強化のために必要となっている。

内閣官房の有識者会議では、「海外企業から協力依頼があったが、機微に触れるということで十分な情報が得られなかった」、「セキュリティ・クリアランス保有者がいなかったために、CUI(Controlled Unclassified Information)の開示を受けるまでに長い時間を要したにも関わらず契約に至らなかったことや、最終的に開示を受けることができたが、周辺情報だけに留まったこともあった」、「自社の開発した製品に、海外からの機微な技術が搭載されており、セキュリティ・クリアランス保有者がいなかったため、自社製品であるにも関わらず、双方で十分な意思の疎通ができなかった」といった声が報告されている(内閣官房, 2023)。外国の政府調達、防衛装備品をはじめ、多くのビジネスの機会を日本企業が失うことになりかねない。ビジネスに参加できないだけでなく、関連情報の収集に手間取る、あるいは情報すらとれないといった状況も考えられる。海外ビジネスへの参画を続けるには、新たな制度を通じた対応が

官民で必要となっている。

最後に、中国が国を挙げて戦略的自律性の確保と戦略的不可欠性の確立に動いていることを日本企業は忘れるべきではないだろう。中国企業に自社の技術が渡れば、中国市場がいかに巨大であってもそのビジネスチャンスは急速に萎んでいくことになる。それは第三国でのビジネスチャンスについても同様だろう。

【注】

- 1) 安全保障貿易情報センター(2023a)
- 2) 「中国、一部黒鉛製品に輸出許可義務付けへ EV電池材料」ライター通信, 2023年10月20日

【参考文献】

- 安全保障貿易情報センター(2023a)「中国商務部によるガリウム及びゲルマニウム関連品目の輸出規制について」(<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230704.pdf>)
- (2023b)「中国商務部による黒鉛及びその関連品目の輸出規制について」(<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231026.pdf>)
- 猪俣哲史(2023)『グローバル・バリューチェーンの地政学』日経BP日本経済新聞出版
- 馬田啓一(2020)「揺らぐグローバル通商秩序と日本の通商戦略—トランプ米政権の暴走に歯止めをかけられるか—」『反グローバリズム再考: 国際経済秩序を揺るがす危機要因の研究「世界経済研究会」報告書』, 公益財団法人日本国際問題研究所
- 川瀬剛志(2018)「鉄鋼・アルミニウム輸入に対する米国1962年通商拡大法232条の発動—WTO体制による法の支配を揺るがす安全保障例外の濫用と報復の応酬—」経済産業研究所ウェブサイト(<https://www.rieti.go.jp/jp/special/special-report/095.html>)
- 関志雄(2002)「日本人のための中国経済再入門」『中国経済新論: 実事求是』経済産業研究所ウェブサイト(<https://www.rieti.go.jp/papers/journal/0212/bs01.html>)
- (2020)「中国の新たな発展戦略となる「双循環」—「国内循環」と「国際循環」の相互促進を目指して—」『中国経済新論: 実事求是』経済産業研究所ウェブサイト(<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/201013ssqs.html>)
- (2023)「常態化する米中対立で進むデカップリング—懸念される日本企業への影響—」『中国経済新論: 実事求是』経済産業研究所ウェブサイト(<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/230516ssqs.html>)
- 國分俊史(2021)「経営戦略と経済安保リスク」日本経済新聞出版
- 習近平(2020a)「国家中長期経済社会発展戦略若干重大問題」求是網(http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-10/31/c_1126680390.html)
- (2020b)「习近平在中央政治局第二十六次集体学习时强调

坚持系统思维构建大安全格局 为建设社会主义现代化国家提供坚强保障」(https://www.12371.cn/2020/12/12/ART11607759816535313.shtml)

田村暁彦 (2019) 「国際通商法秩序の危機と日本に求められる対応」『世界経済評論』2019年11月12日号

土屋貴裕 (2023) 「中国の安全保障確保にかかる経済施策と研究開発の動向—『ボトルネック』技術とその解決策の模索」『経済・安全保障リンクージ研究会最終報告書』公益財団法人日本国際問題研究所, pp.59-67 (https://www.jiaa.or.jp/research/JIIA_Economic_Security_research_report_2023.html)

東條吉純 (2022) 「(1) 国有企業・補助金問題について～大きな文脈としてのグローバルガバナンス」『一般財団法人国際経済連携推進センター中国研究会/識者の発表に基づく概要とりまとめ』(https://www.cfiec.jp/2022/china-001-tojo/)

内閣官房 (2023) 「中間論点整理」『経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議』(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/pdf/chuukan_ronten.pdf)

西脇修 (2022) 「秩序の再構築」『米中対立下における国際通商秩序』文真堂

日本経済新聞 (2023) 「中国, 『世界初』の供給網博覧会 テスラやアップル出展」2023年11月22日付朝刊

萩原陽子 (2021) 「中国の新たな発展モデルを追求する『双循環』戦略」『経済レビュー』三菱UFJ銀行

藪恭兵 (2023) 「経済安全保障規制の将来, 企業の取り組みは」『地域・分析レポート』日本貿易振興機構 (https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0801/717d8b3a884951ea.html)

渡邊真理子 (2023) 「(4) 中国の『異質な』経済体制と通商ルール—自由貿易体制と権威主義体制の共存のために必要なこと—」『一般財団法人国際経済連携推進センター中国研究会/識者の発表に基づく概要とりまとめ』(https://www.cfiec.jp/2023/china-004-watanabe/)

NCUSCR (2005) “Whither China? From Membership to Responsibility,” September 21, 2005

Pence, M. (2018) “Vice President Mike Pence’s Remarks on the Administration’s Policy Towards China,” October 04, 2018 (https://www.hudson.org/events/1610-vice-president-mike-pence-s-remarks-on-the-administration-s-policy-towards-china102018)

一般財団法人 国際貿易投資研究所の調査研究報告書 「調査研究シリーズ」のご案内

一般財団法人 国際貿易投資研究所の報告書の全文をダウンロードすることができます。
ご一読をおすすめいたします。(https://iti.or.jp/)

WTO と広域 FTA を通じた貿易ルールの刷新に向けて

(No.139, 2023年3月刊)

第1章 WTO のルールメイキング機能の可能性

中央学院大学教授/東京大学名誉教授/アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士/ITI 客員研究員 中川淳司

第2章 WTO と FTA を通じた電子商取引関連ルール形成の動向

独立行政法人日本貿易振興機構海外調査部国際経済課課長 伊藤博敏

第3章 産業補助金に対抗する方策

高崎経済大学経済学部国際学科教授 梅島 修

第4章 経済安全保障に関わる国際ルール形成の動向とその特質

長崎県立大学国際社会学部准教授 平見健太

第5章 貿易紛争処理の現状と見通し

早稲田大学社会科学部教授 福永有夏

WTO 改革の原点と焦点

(No.131, 2022年3月刊)

第1章 WTO のルールメイキング機能の再検討

東京大学名誉教授 中川淳司

第2章 中国国有企業に対する産業助金規律の強化—第三国のための相殺関税の活用

高崎経済大学経済学部教授 梅島 修

第3章 WTO 協定における “level playing field” —PPM 措置の規律を素材として—

経済産業省通商政策局通商法務 米谷三以

第4章 RIPS ウェイパー提案をめぐる論争とパンデミック後の TRIPS 体制への示唆

早稲田大学社会科学総合学術院講師 平見健太

第5章 WTO 紛争処理の現状と見通し

早稲田大学社会科学部教授 福永有夏

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37 興和ビル3階

TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677

E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp URL : https://iti.or.jp/